

【質問】睡眠薬を1カ月分以上処方してもらいたいのですが、断られます。なぜでしょうか。  
(45歳、会社員)

睡眠薬1カ月分以上処方できないの？

【回答】精神神経用剤や抗不安剤のうち、乱用などの恐れのある薬物については、麻薬取締法に規定する「向精神薬」に指定されており、取り扱いに関する規定が設けられています。

内服薬については、健康保険法に基づく「保険利用期間及び保健医療担当規則（療担規則）」や、厚生労働相が定める「掲示事項等告示」などで、薬ごとに投薬期間の上限が14日、30日、90日のい



では死に至ることがあります。複数の向精神薬を服用すると、少量

投与期間の上限は30日

ずれかに規定されています。不安や睡眠障害などに対し処方する頻度の高い向精神薬については、上限30日と定められています。向精神薬は長期の服用で依存症になったり、一度に大量に服用することで中毒症状が出たりします。場合によつ

でも作用が増強され中毒症状が出ることもあります。そのため投与に関する制限が定められ、医師がきちんと診察した上で、状況に応じて処方するよう定められています。1カ所の医療機関で一度に大量の薬をもらえないために、黙って

複数の医療機関で薬をもらう人もいます。その防止策として「お薬手帳」や「マイナ保険証」で他の医療機関の処方を確認することが推奨されています。さらには今後、電子処方箋を活用することで、薬の量や重複投与をよ

依存症や中毒を防ぐため

り厳しく管理する対策が行われていきます。ご質問のように仕事が忙しくて受診する時間がなく、薬を長期にもらいたいと考える方もおられるでしょうがこのような状況を理解した上で、きちんと診察を受けながら安全に薬の服用を続けてくだ

さい。また昨今は、総合感冒薬や抗ヒスタミン薬など一般用医薬品（市販薬）の乱用による依存症患者が急増しており、中毒症状を来して救急搬送される事例が増えています。

カフェイン、アセトアミノフェン、ジフェンヒドラミンは多くの市販薬に含まれており、知らないうちに乱用し、依存症や急性中毒を起すことがあります。市販薬だから安心して服用するのではなく、成分を知った上で十分気を付けて服用してください。われわれとしては、このような事故を防ぐため、乱用の恐れがある医薬品については少包装化や販売規制を検討すべきだと考えています。  
(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。